

(公表様式)

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所
部署の業務内容	鹿島港に輸入される穀類及び木材等植物類の輸出入植物検疫業務

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費者、生産者、事業者等から照会、要望等があった場合は、「輸入問合せ記録野帳」に記入し、的確かつ丁寧に情報提供等を行うため一旦電話を切り、迅速に回答等を取りまとめた後、当方から連絡を行うよう心がけており、回答等に当たっては国民各層の視点に立った丁寧・誠実・親切な対応に努めている。また、「輸入問合せ記録野帳」の記録は、回答等を併せて出張所内で供覧し情報の共有化を図っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	出張所長が苦情や要請内容を詳細に聞きとり、国民各層の視点に立って迅速に対応することとしている。また、「輸入問合せ記録野帳」に記録し、必要に応じ対応案を取りまとめ、速やかに上部機関（東京支所）へ報告し、上部機関の指示に基づいて適切に対応することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物防疫所ホームページに、政策目的や最新の情報、植物防疫法・施行規則等の改正について随時掲載されており、国民各層に政策等が適切に反映されている。当所で行われる、法・規則等の改正に伴う説明会においても適切に説明している。また、政策を反映するため、説明会終了後には政策に対する意見交換を行うとともに、当所の業務に対する要望や見直し等を関係者から聞き取り、柔軟な対応がとれるよう取組んでいる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されたと考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	

食の安全業務についての点検	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	輸出入検査場所への移動手段は、防疫官自ら確保することを徹底し、日々の行動についても国民各層の視点に立ち、国民各層に誤解を与えないよう、業務を行っている。また、機会があるたび倫理規定等を遵守するよう、職員に注意喚起を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	植物検疫くん蒸が該当する。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	植物防疫法は、植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぐことを目的としており、国内農業生産の安定をもって、国民の健康を守ることができると考えている。 輸入検査に於いて不合格となった場合、消毒等が行なわれるが、植物検疫くん蒸を実施する際には監督官庁として、植物防疫法及び農薬取締法等関係法令に従った使用を厳守するよう、くん蒸者に指導しており、適正に適用されれば食品衛生法（厚生労働省所管）に基づく農薬の残留等安全性が確保され問題は無いものとする。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			